

科学研究費成果報告書「日本近代史料情報機関設立の総括的かつ細目に関する研究」(基盤研究(B)(1)、平成13・14年度、代表者伊藤隆、課題番号:13490012)

2. 小沢 隆司氏、高山 京子氏、出口 雄一氏

おざわ・たかし 札幌学院大学法学部教授

たかやま・きょうこ 法務省大臣官房秘書課特別顧問室

でぐち・ゆういち 慶應義塾大学大学院法学研究科公法学専攻博士課程

日時 : 2001年4月20日

出席者 : 伊藤隆 季武嘉也 中見立夫 高橋久志 服部龍二 浅野豊美 伊藤光一
武田知己 矢野信幸 土田宏成 濱田太郎 梶田明宏 黒澤良 東中野多聞
鹿島晶子 高橋初恵

伊藤 それでは早速始めさせていただこうと思います。きょうは神奈川大学法学部の非常勤講師(注:当時)の小沢隆司先生から、法務図書館所蔵の文書等の現状についてお話しいただきます。大体1時間前後お話しいただいた後、質問をさせていただきたいと思います。では、よろしくをお願いします。

小沢 本日はお招きに預かりありがとうございます。どうぞよろしくお願ひいたします。ただ、こちらの研究会の趣旨から言いますとむしろ、きょう一緒に来ていただいた元法務図書館の高山京子さんが、法務図書館の蔵書構成等について最も造詣の深い方でいらっしゃると思いますので、本来であれば高山先生からお話をさせていただくほうが、先生方にとっても裨益するところが大きいと思うんですが、差し当たり私のほうから、法務図書館で現在行われている…いわゆる未整理図書等と私たちは呼んでいるんですが…法務図書館所蔵の未整理図書等の整理作業の現状と課題という、そのような事柄をご紹介します。そしてそれを通じまして、法務省法務図書館の持っている資料と目録の刊行状況等について、ご案内させていただこうと思います。本当はもっと資料をお持ちすればよかったです。年度はじめということと、明日から法制史学会があるためにちょっとドタバタしているものですから、1枚のレジュメだけで失礼させていただきます。

それではまず、法務省の法務図書館と蔵書目録のこれまでの刊行状況について、ご紹介したいと思います。前にこちらの事務局から送っていただいた科研の報告書を拝見して、全国の目録収集状況のたいへん詳細なリストが付いていてたいへん驚きました。それで、この中にも法務図書館の目録の名前が挙がっておりましたので、大概のことはもうすでに先生方はご存じかと思いますが、確認の意味でまず法務図書館が従来出していた蔵書目録等について、簡単に振り返っておきたいと思います。

まず第一に法務図書館は、明治4年に司法省ができて以来のたいへん古い蔵書を持っているということで、法律学者——とりわけ法制史研究者にとって、法務図書館所蔵の資料が貴重であるということはたいへん有名ですが、法務図書館では図書目録ということで、

『和漢図書目録』と『追録1～3』までをすでに刊行しております。ただ、この『和漢図書目録』は、現物をご覧になった方はご存じかと思いますが、通常の図書目録同様、分野別・法域別に一応分かれていますのですが、その中については著者名のアルファベット順に並んでおりますので、たとえば立法資料等ですと、それが作られた年代順という形で並んでいるのではなくて、司法省編ならSの頃に年代に関わらず一括して出てくるという形です。そのため、大正期なら大正期、昭和期なら昭和期、明治期なら明治期の立法資料にどのようなものがあるかを確認しようとする場合には、必ずしも『和漢図書目録』は、見てすぐそれが分かるという形にはなっていません。

そういった事柄もありますし、また特に明治期の古い資料については、戦後になってかなり傷みが激しい等々の理由から、その次に掲げたいいわゆる貴重書の選定と呼ばれる……これは戦後の法務図書館における事業の中では、最も画期的なものだと思われるのですが、亡くなられた慶応義塾大学の手塚豊先生を選定者にお招きして、特に明治期の今日もはや法務図書館以外では手に入らないようなたいへん貴重な資料をもう一度整理し直し、それを貴重書として再登録をいたしました。そして、従来はどんな貴重な資料も通常の図書と一緒に排架をされていたわけですが、その中から手塚先生が、とりわけ貴重だというものを貴重書として選定し、現在は貴重書の特別の書庫を設けて一括して収め、貴重書は貴重書だけで管理をするということを行いました。

その際に貴重書として選ばれた資料について、ここに実物を持ってまいりましたが、いわゆる『貴重書目録』というものをそのとき手塚先生が編まれて、法務図書館で出しております。これは、ただ単に貴重書を選んでそれを抜き書きしてあるというのではなくて、とりわけて立法資料のところなどたいへん画期的なことに、先ほども申した通り法務図書館所蔵の資料というのは従来、年代とかそういったものを無視して、単にアルファベット順で並んでいたわけですが、『貴重書目録』では手塚先生自身が一件一件、立法過程と実際に照らし合わせてその立法過程を復元し、それに沿った形でもう一度資料を並べ直すという、たいへん手間のかかる作業を、法域別かつ時代順に再整理を施しているのが、最も大きな特色になっております。ですから、『貴重書目録』に載っているのは明治初期の資料が多いのですが、この目録を順に読むだけでその当時の立法過程が浮かび上がってくるという、他にはなかなか例のない、たいへん行き届いた作品になっております。加えて、手塚先生自身が資料一件一件について、通常は2、3行なのですが、その資料についてコメントを書いていらして、これがまた研究者にとって導きの糸になっております。この貴重書の選定と目録が出たのは、レジユメにあります通り昭和48年のことでした。

もうひとつ法務図書館が従来出した目録で注目すべき動きは、いわゆる役所が作った文書が、当該部局でもう保存期間を過ぎたからとか、もう必要がないからということで図書館に移管をされるという流れの他に、何らかの形で個人が法務図書館へ自ら持っている……ここでは仮に個人文書としておきましたが……個人文書を図書館に寄贈する形で法務図書館に資料が入ってくることがございます。そして、過去にその種のものとして代表的な二つの目録が法務図書館から出されております。

ひとつは、細川潤次郎がもともと持っていた明治初年の立法資料で、昭和18年頃に遺

族から法務図書館に寄贈されたのであろうとされているんですが、それをもとにした『吾園叢書目録』が昭和44年に編まれております。これは『図書月報』の付録の形でもともとは出ているということですが、その抜刷を持ってまいりました。全22ページのもので、これもたいへん貴重な立法資料を含む重要なものです。この『吾園叢書目録』については、『貴重書目録』のほうにも『吾園叢書目録』という項目だけは置いてありますが、『貴重書目録』のほうでは、『吾園叢書目録』が前に出ているということで、細目については『吾園叢書目録』のほうをあたってほしいという注記に確かとどめられていたかと思えますので、両者を併用する必要がある形になっていたかと思えます。

もうひとつ個人文書として重要なのは、結果的にはこれが現在まで法務図書館が発行したこの種の大きな目録の最後のものと、いまのところはなっているものですが、刑法学者の牧野英一先生が亡くなられた後、牧野先生が持っておられた図書・雑誌、それから立法資料等を一括して法務図書館へ寄贈されました。それを受けて昭和51年に法務図書館から『故牧野英一博士寄贈図書目録』が刊行されております。これについては現物をきょう……

高山 いま見てもらっています。

小沢 いまあちらにあるのが、その現物でございます。

それで、私たちが高山さんのもとで未整理図書等の整理作業に新たに着手する以前に法務図書館から出ている蔵書目録の代表的なものは、ざっといまご紹介した通りのところでございます。そして、こうした状況を前提にした上で、今回の牧野英一氏文書等の再整理作業ということに入りたいと思えます。

実は法務図書館はごく最近……1994年でしょうか、たいへんいま綺麗になりました現在の赤レンガ庁舎へ従来あった場所から移転を終えました。その赤レンガ庁舎へ図書館を移動する際に、移動する前までに図書館が資料として受け入れながら、未整理であるということで段ボール箱に梱包したまま置かれていたものが、相当数まだ残されたままになっておりました。これをいかに整理するかということが、法務省そして法務図書館として課題であったわけですが、それを今回解決すべく、長く法務図書館に勤められ蔵書構成に最も詳しいということで、1999年の夏に高山京子さんに資料の状況を一度見ていただき、整理方針等について検討してほしいという依頼がございました。そこで今回の一連の法務図書館の未整理図書等の整理作業が始まったという次第でございます。

その1999年の夏から私どもは仕事に着手をしたわけですが、その際にまず第一に取り上げねばならなかったのが、ここにご紹介した牧野英一関係文書の整理でございました。実は、牧野英一文書が昭和50年に法務図書館に寄贈され、それが整理されたからこそ目録が出たはずだと私どもは考えていたわけですが、未整理図書等の段ボール箱を実際に開けていきますと、昭和51年に出た目録に記載されて本来、整理されて図書館のしかるべき場所で排架されて利用されているはずだった資料のかなりの部分が、実は完全には整理が終わらないままに、なお段ボール箱に梱包されたままになっているのが、発見されたわけですね。そこで今回、未整理のまま残っていた牧野文書の再整理と、その再整理した分についてのみ、昭和51年に出した目録を補完する意味で、目録の新版を編纂する作業を実

施いたしました。

前の目録のほうは昭和51年に刊行されて、これは広く大学図書館等へ頒布をされておりますので、先生方がご所属の大学図書館等にも入っているのではないかと思います。私は早稲田出身ですが、早稲田の大学図書館にも昭和51年の『故牧野英一博士寄贈図書目録』は入っていました。そういう形ですので、中身についてご存じの方も大勢いらっしゃるかと思います。いま一度、牧野文書の内容を簡単に確認いたしますと、51年に出版した『故牧野英一博士寄贈図書目録』では、牧野先生のご遺族から寄贈を受けた資料を、レジュメに書いたような分野——最後の立法資料を除く5部立てに分けて整理をしております。すなわち、図書の部、雑誌の部、原稿の部、抜刷の部、そして憲法改正関係資料の部という、この5つの部に分けて整理がなされております。

この昭和51年に出た目録と未整理だった資料をまず逐一照合するということから、今回の私たちの仕事が始まったわけですが、その過程で二つのことが分かりました。ひとつは、レジュメのアンダーラインを引いた部分なのですが、図書の部の洋書のごく一部と原稿の部、抜刷の部、憲法改正関係資料の全部については、昭和51年の目録に記載がありながら、実際には法務図書館の書庫のほうにはまだ正式に受け入れられておらず、段ボール箱に眠ったままになっていたということが確認されました。また、その未整理の段ボール箱の中から、立法資料というふうに最後に付け加えましたもので、昭和51年の目録に記載の全くないものが2箱分、未整理のまま残っているという、この二つのことが今回の調査で確認できました。そこで、そのアンダーラインを引いた部分についてのみ、従来の目録を補完するという意味で目録の新版というものを、今回の整理作業にあわせて編纂することにしました次第でございます。

資料の規模なのですが、昭和51年の目録によれば、図書の部には図書1147冊、その中には洋書907冊が含まれる。また雑誌については、雑誌59種類。原稿の部については、殆どが牧野自筆の著作原稿の現物でございます。これが147点。それから抜刷とあるのは、内外の研究者から牧野先生に送られた抜刷が膨大に残っているのですが、それが246冊。並びに憲法改正関係資料の35点というものが、昭和51年の旧版では計上されておりました。今回、それに合わせてあと段ボール2箱分の立法資料が、まだ未整理のまま残っていることが確認されたわけです。

実は、昭和51年の目録を子細に見ますと、図書の部の和書のところに、立法資料ということで2点だけ整理が先に済んでおります。なぜそのときに立法資料がこの2点だけに止められ、残る2箱分が全く未整理のまま残されたのか。これは今回、高山さんにもかなり時間をかけて当時の記録等を調べていただいたのですが、そういうことに関する記録がいまのところ発見できませんので、確かなことは分かりません。

しかし、昭和51年の目録を作ったあとに書架に受け入れられているものと、それから受け入れられていなかったもの等を実際に入れて見ますと、いわゆる通常の図書・雑誌、つまり図書館で日常的に受け入れているようなものと殆ど形態的に差異のないような資料は、殆ど間違いなく確実に受け入れが終わっています。これに対して、たとえば立法資料のようなもの謄写版刷の1枚ものの資料がバラバラと突っ込んであるような、こうい

ったものが数多く残されているということです。整理を実際に進めていく中で、まずは日常的に処理に通曉している図書・雑誌等が、比較的速やかに作業が進んだのに対して、それ以外の一次資料については、かなり大規模なものが一斉に入ってきたということで、なかなか整理が進まないままに、結局は赤レンガ庁舎への移転ということが決まる中で、一時的に段ボール箱に留めて将来に期するというようなことになったのではないかと、いまのところは推定をしているところでございます。

立法資料の中身については、すでに昭和51年の目録に2点だけ立法資料が入っていると申しましたが、具体的には「刑法並びに監獄法改正調査委員会総会決議および留保条項」という資料。それから「臨時法制審議会主査委員会議事速記録 諮問第4号刑法改正」というもので、これは大正から昭和戦前期にかけて、いわゆる現行刑法——明治40年刑法の全面改正に関わる基本資料ですが、これが2点すでに昭和51年の目録で立法資料として計上されておりましたが、新たに今回発見された立法資料も、臨時法制審議会から刑法並びに監獄法改正調査委員会における戦前の刑法全面改正に関わる審議の関連資料が殆どを占めておりました。

それで、牧野文書の整理については、私どものほうでの整理を一段落し、かつ目録の原稿案を作成しております。いま役所のほうでは、これを改めて点検をして、公開すべきかどうか等を含め、そのご判断をあおいでいる段階でございます。ですから、最終的にはこれがどうなるか、私どもには全く預かり知らぬところなのでございますが、いろいろな方のお話をお聞きしますと、手続きに時間はかかるかもしれないが、貴重な資料ということで、しかるべく対応したいという前向きのご回答を非公式にはいただいております。ですから、しかるべき時期には、この新版の目録の刊行を含めて、改めて整理し直した資料が、従来よりも使いやすくなって皆さん方の目の前に姿を表すのではないかというふうに、私どもは期待しているところでございます。

それから、簡単なまとめということですが、私ども今回、法務図書館の未整理の資料の作業をするという中で、法務省の法務図書館が持っている資料が、極めて体系的でかつ全国で類のない特に貴重な立法資料を多数、所蔵しているということ、改めて痛感いたしました。そういう意味で私ども研究者としては、法務図書館はこれまですでに多数の目録を出しているわけですけれども、法務図書館が持っている貴重な資料の全貌は実は、とてもそれらの目録では把握できない、もっと貴重なものがたくさん所蔵されていると思います。そういう意味で、いろいろな形で今後とも法務図書館の積極的な取り組みが、期待されると思います。

第一に、かつて手塚先生が貴重書の選定をされ、そして『貴重書目録』を編まれたということをご紹介いたしました。しかし、いま振り返りますと『貴重書目録』に登載されている立法資料というのは、ほぼ明治初年代の資料が中心です。ごくわずか、たとえば少年法案であるとか陪審法案については、例外的に『貴重書目録』に入っているんですが、これは本当にごく例外であって、明治後期以後の立法資料については、『和漢図書目録』に記載があるものも、現在は通常的一般図書と同じ形でバラバラになって排架されたままになっております。明治後期、大正、そして昭和、戦前期のものもかなり歴史的にも貴重です

し、傷みも激しいものもございますので、ぜひ法務図書館には、かつて手塚先生に委嘱をしてやったような事業に改めて取り組んでいただくことを期待しております。

また、未整理図書等の中を見ましても、個人文書の形で外から寄贈を受けたり、あるいは、その他の部署で保存期間を過ぎたからということで随時、貴重な立法資料が絶えず法務図書館に受け入れられているという流れが、いまでも当然あるわけですから、そういったものについてもきちんと整理をした上で、新たな目録というものを随時、精力的に図書館には出してほしいということを感じた次第であります。

そして、私どもはご覧の通りまだ研究者としても全く駆出しの身で、こういった貴重な資料をこんな形でいじっていいのかと不安に思いながら、現在も進めているところです。むしろきょうは、いろいろな文書の整理、目録の作成にたいへんご経験豊富な先生方が大勢いらっしゃるということで、そういう先生方から、一次資料を扱う場合にはこういうことに注意したらいいんだよとか、あるいは、特に行政機関が保有している資料を整理する際に、こういう点にぜひ注意してみたらどうですかというようなことを、積極的にアドバイスいただければと思いますので後ほど、どんなことでも結構ですから、ご教授等よろしくお願ひしたいと思います。

以上、雑駁でお聞き苦しいところが多々あったかと思いますが、私のほうから差し当たり、法務図書館の未整理図書等の作業現場の状況というものを、簡略にご報告させていただきました。ありがとうございました。

伊藤 どうもありがとうございました。いろいろ質問を皆さんから受けたいと思いますが、私から最初に三点ばかり質問をさせていただきたいと思います。第一点として、法務図書館は法務省の公文書館として位置づけられているのでしょうか。第二点は、ここで図書と言っているのは、ブックという意味なんでしょうか。それとも、もっと広い意味なんでしょうか。いわゆる文書を含むものなのでしょうか。第三点は、情報公開と資料との関係はどういうことになっているというふうに認識されているのでしょうか。その三点についてお伺ひしたいと思います。

小沢 私のほうから分かることをお話ししまして、後で高山さんのほうから補足していただきたいと思います。まず、法務図書館の位置づけですけれども、基本的には行政機関の図書室とでもいうべき位置づけに止まっていると、そのように理解したほうがよろしいかと思ひます。いわゆる公文書館法が直接適用されるような、そういう特別な機関とは法的にも多分なっていないと思ひます。

伊藤 いまのことに関連しまして、この法務省の案内を見ましても、法務図書館というのは出てこないように思ひますが。

小沢 この案内ですと多分、大臣官房の説明のところに入ってくるのでしょうか。5ページのところをちょっと開いていただけますか。『法務省の組織と予算』とありますところです。その組織のあらましの最初に大臣官房というのがございます。その中の司法法制部、一番最後のところですと三つ目の「●」ですが、この司法法制部の仕事の中を見ていただきますと……

伊藤 展示室と並んであるんですね。

小沢 はい。法務図書館の運営、法務資料展示室の運営という仕事も、この司法法制部で行うということですので、法務図書館は司法法制部の所轄という位置づけになっております。

伊藤 法務省が元来持っているはずの公文書というのは、文書課か何かを持っているということですか。

高山 大臣官房の秘書課で管理しております。

高橋 いわゆる職域図書館というふうに理解してよろしいんですか？ たとえば、防衛庁だったら防衛庁の中にあるような。

高山 ええ、そうですね。ですから法務省としては、国立国会図書館法でいきますと、国立国会図書館法の中の各省に支部図書館を置くということで、法務省も設置法でいきますと、法務省の中には、今度は行革変わりましたけど、昔の司法法制調査部の中の一部だということなんですね。

伊藤 一応、分館にはなっているんですか。

高山 一応、分館になっています。ですから閲覧するのにも、前の利用案内のときにはきちんと謳っていたんですが、館長の許可といいますか、大学の助教授以上の方でしたら申請はできるということを謳っています。それで、研究者の方も申請願いを出して館長の許可があればと言うけれども、なかなかそこもちょっと難しいんじゃないかと。どなたでもというわけにはいきません。昔から私たちが古い流れの中で育ってきたときは、制限公開とよくおっしゃってたんですね。

高橋 先程の伊藤先生の質問を更に……

小沢 次に図書ですけれども、『和漢図書目録』では、これは図書目録となっておりますが、実際にその中を開いていただきますと、一般の図書等とは別にXBという形で、立法資料という別の分類を法務図書館は前から立てております。ですから、奥付があって出版社があってという普通の本は一般の図書扱いで、それとは別に、ガリ版刷の資料を束ねた審議会の日誌というようなものは、このXBの立法資料のところに改めて、民法・刑法等というふうに分類されております。

そういうことですので、公文書館としての位置づけでもないし、また特別の訓練を受けたライブラリアンが配置されているわけでもないということがあるためでしょうか、現役 of 行政文書と殆ど区別なく見ているようです。そういう意味で牧野文書についても、たとえば、個人のプライバシーに関わる記載が問題になるのではないかということで、そういった事柄をチェックするために、かなりの長期間なんですが、審査というものに入ったままです。ですから、情報公開とどういうふうに上のほうで位置づけておられるのか実は確かめたことがないのですが、いわゆる情報公開法の非公開事由にあたるようなことも多分かなり意識して、その中身を精査している模様です。

伊藤 精査しているということは、要するに歴史文書として掌握しているのではなくて、役所の持っている文書として了解していると。したがって、文書公開法にしたがって手続きをしなければ表には出さないと。

小沢 そうなんでしょうけれども……

伊藤 たとえば、平沼文書というのは、あれは僕が大分努力して国会図書館に入れたんですが、あの中には随分「秘」や「マル秘」がありますが、あれはオープンにされてますね。そういうことを法務省の人たちは知らないのか、あるいは、あれは他でやっているからいいんだということなんでしょうか。

小沢 多分そうだと思います。こういうことについて、他の行政機関が所蔵している文書を整理された方で、似たような経験というのはございますでしょうか。

梶田 私は宮内庁ですから、そういう役人の考え方というのは非常によく分かりますけれども、ただ、他の機関で同じ情報が公開されているというようなことであれば、うちでも公開していいのではないかということは我々、中ではよく言います。まあ、それが通るか通らないかは別にして、そういう言い方は我々中ではよくいたします。ですから、これは隠す事案にならないんじゃないかと。情報公開法の考え方で言えば、すでに一般に慣例としてというか、通常知られている情報であるというような、そういうようなことで意見は言います。

小沢 なるほど。

伊藤 書陵部は一括して歴史資料として扱うことにしたんですか。それとも情報公開法に従って公開する……

梶田 書陵部の場合は、いわゆる国立公文書館と同じような、行政文書が歴史的文書になったものを受け入れる機関として認定されました。それで今は、歴史的文書として公開するものの窓口となっています。それから、各部局がこれはまだ行政文書であると判断したもののについては、行政文書として対応してます。

伊藤 行政文書としたものは、情報公開法の手続きに従って閲覧を要請するわけですか。

梶田 はい。それについての窓口は書陵部ではなくて秘書課になります。ですから、どれがどちらかというのは、我々でも調べてみないと分からないんですけれども。

伊藤 でも情報公開法がかかると、目録を作らなければならないんじゃないですか。

梶田 ただ、図書館の場合は、むしろ図書館法の範囲であって、情報公開法では……

伊藤 いや、図書館というのは完全公開なんですよ。だから、そこで秘匿することはできないわけです。濱田さん、そうじゃないですか？

濱田 いまの議論というのは、私もちょっといま調べているところですが、行政文書と歴史的文書では地位が違うというところに生じています。歴史的文書であれば、いま目録という話が出ましたが、目録を作らなければ秘匿しているということになってしまうので、先生がおっしゃるように違法なことになってしまいます。だけれども行政文書ですと、非公開事由に、その文書の存在を認めることによって実質上、行政情報を開示してしまうような場合については、その行政文書の所在自体も回答しなくてよいということが書かれております。だから、これが歴史的文書になると、先生がいちばん最初におっしゃっていたように、図書室の法的地位が問題になってきて、歴史的文書である、たとえば資料関係の国立公文書館とかそういうのと同じ地位になれば、今度は逆に目録がないことが違法になるために、そこで突くことができるということになります。

ですから、どちらを取るかなんですけど、まだ図書室の法的地位が、いまお伺いします

と、どうも行政機関の一部になっているようですので、歴史的文書に当たるといふように言うことは、法的にはいまのところは非常に難しいために、行政文書として扱われるんじゃないでしょうか。先ほど個人の情報と言いましたが、その他に6つの否定事由がありますので、どれを使ってくるかはちょっと分かりません。しかし、どれでやってくるかは、私は前からいまの大学で言っているんですが、早く請求してみようと、出方をみようと。ちょっとそこは分かりませんが、否定事由の6個のうちのどれかに当たる可能性が高い。

それから第二番目に、行政文書として扱われる可能性が高い。法的地位はおそらく、図書館は先ほど言ったように行政機関であるということではなかろうかと思います。

高橋 法務図書館で所蔵しているのは図書が大半だと思うんですけども、その収集の経緯といいますか、いまご紹介していただいたような方々が、たくさんの資料を寄贈なさったということですけども、法務図書館が創立して以来、内外のそうした法関係の図書が中心だと思うんですが、それを積極的に集めたという、そういう政策というのはあるんですか。それとも、ただ何となく集まっちゃったのか。それとも、そういう寄贈があったからいまこういうものになってきたのか。その辺りをはっきりしていただきたいんですが。

小沢 最初に当然、明治初めに司法省を作った段階で、内外の文献をかなり意識して集めた時期があるかと思いますが。あと一番大きなもうひとつの転機は、昭和3年に司法研究室という形で体制を抜本的に改めるといふ時期がございました。あの時期になりますとやはり、司法官の養成等というような課題もかなり意識している時代で、改めて文献等の整理ということにかなり意識を払って、もう一度、大規模に集めた可能性がございました。

他に何か大規模に集めた機会というのはございますでしょうか？

高山 そうですね……

小沢 あとは恒常的に入ってくるということと、逆に甲府に疎開したときに、疎開先で貴重な文書を多数燃やしてしまったと。むしろそちらのほうが、私たちの間では有名なエピソードなんです。

高橋 燃やしたものが何であるかというリストもあるんですか。

小沢 それは『貴重書目録』の終わりにございます。これを見ると本当に見たいなというものがたくさん出ているので……

伊藤 いまお手元にお配りしましたのは、私どもの大学でこれから次々に出していく目録の第1冊目でございます。矢部貞治さんの関係文書、これは段ボールで57、8箱ございましたが、これはその中の書簡の部だけです。それで、今年度も次々と出してまいります。その他に木内信胤の関係文書の目録も来年くらいには多分、出し始めることができると思いますし、いま新たに入ってきている文書もいくつかありますので、それも再来年とかにやることもできると思います。それで、実際にこの仕事をされた方が本日ここにおりますので、どういう手順でやったかということをお話することができると思います。黒澤君、ちょっと説明していただけますか。

黒澤 私たちも資料整理という作業には、実は政策研究大学院が発足してから初めて携わることになりましたので、非常に模索して始めることになりました。整理を開始するにあたって最初に注意したのは、運びこまれた状況をとりあえず記録しなければならないとい

うことで、とりあえず箱単位にコンピュータに入力しはじめました。

その上で分類のことを考えはじめまして、目録の凡例にも書いてありますように、8項目に分けて分類をしていくことに落ち着きました。一番が書類、二番が書簡、三番が雑誌、四番が冊子、五番が書籍、六番が新聞、七番が原稿や印刷ゲラ、メモなどです。八番は以上に含まれないような資料を入れるということで、形態と保管状況とに注意して整理しはじめたわけです。

この書簡編のところでは、分類したものを発信者別にまとめました。これ以外の公文書とか審議会関係の書類については、あらためて項目別に分類するつもりなのですが、後でいろいろと考えていきたいと思います。

伊藤 いちばん最初に作ったデータベースについて説明してください。

黒澤 いちばん最初のデータベースについては、矢野さんのほうが詳しいと思うのですが。

伊藤 君は説明できない？

黒澤 私は途中から入ったものですから、最初にどう考えたのかは承知しておりません。

伊藤 いちばん最初にどうやってああいう形でデータベースを作ろうとしたのかな？

矢野 最初、ここを虎ノ門のプロジェクトセンターと言っていたときに、部屋の片隅に箱が57箱積まれていたわけです。それで、歴史的な文書だという認識をまず我々は持とうと、歴史の資料だということで整理を始めたんですね。

それで我々としては、歴史学のほうでいいますと大体、中世文書とか近世文書の分類の仕方というのは、特に中世に関しては古文書学というのは確立してますし、近世もそういう資料整理の場合のマニュアル的なものが、研究者によって違いますが、大体こんな傾向があるということは、我々も認識は持っていたんですね。ただ、現代史、矢部貞治さんの関係文書の場合、中身は遡っても、大正から昭和戦前期くらいまでのものだろうと、そういう見当をつけたわけです。

それでは、どうやって整理しようかと。確かに現代史の資料に関しては、いろんな研究所とか資料機関が整理をしていますので、我々もその目録を見たことがあるわけです。ただ、目録によって非常に見にくかったり、使い勝手が悪かったりして、上手く自分たちが欲しいような情報が得られなかったりする場合が往々にしてある。それでは我々はどういう目録を作ろうかということで、ここにおられる武田さんとか土田さんとかと、最初にとりあえず広げてみて、資料の原状保存に留意しつつとにかく始めようと。

ただ原状保存というふうに言いましたけれども、最初にここに受け入れた時点で、実はもう原状は壊れてしまっているわけなんです。最初にご遺族のところにお伺いして、それで我々が持ってきたという資料ではなかったものですから。ただ箱に入っているということで、まずそれを原状として考え、将来的にIDを考えようということで始めたわけです。そこで、とにかく最初に考えられそうな分類項目、すなわち書類とか書簡とか雑誌とかそういうものは、まず考えられるということで、いくつか柱を立ててとりあえず箱ごとに入力をはじめたということです。

伊藤 それで、どういうソフトにどうやって入れていったかという話から始めてくれますか。

矢野 最初に、データベースにするということだったので、エクセルを使おうということ
で、エクセルを使って分類項目を立てて、それで入力をしていきました。

伊藤 分類してもらってではなくて、その箱に入っているものを順番に片っ端から入力
をしていくと。その入力の一つの項目に分類があって、あとでこれをまとめようという、こ
ういうことですね。

矢野 ええ。要するに、57箱もあって最初に全貌把握をするというのは無理です
ので、とりあえずコンピュータを使えるということですから、とにかくベタ打ちで箱ごと
に入力する。それで分類をその都度入れていって最終的に、コンピュータですから、た
とえば、書類を一括して出せということは可能だと。じゃあ、とにかく箱ごとにベタ
打ちしてしまえということをやっていました。

ただし分類項目に関しては、武田さんとか土田さんとかと最初に考えたものとは大
分変わってこういう形になったんですね。

伊藤 大分途中で揺れましたよね。

矢野 揺れました。変化させて、やっぱり最初に立てた分類項目というのは、人
によってちょっと認識が違ったりして、ばらけてくるんですね。だから、誰が見ても
なるべくばらけないような柱を立てていこうということで、最終的にこういう分類に
収斂したのですが……まあ、これでも多少ばらせることはあると思うんですけども。

伊藤 そうですよね。形態といっても、たとえば封書になっていても中は意見書
であると。これは封筒に入っているだけで封書にしているものかどうか、それとも書
類のほうに分類すべきかというのは、それは揺れますよ。

そうやって作ったデータベース自体は、矢部さんについては一応、出来上がった
わけですよ。

黒澤 ただ、それをホームページに乗せて検索に耐えうるかというと、まだそこ
まではいいないんですが、ある程度、閲覧用の検索のほうには耐えうると思いま
す。

伊藤 ホームページにぶら下げるためには、もうちょっと時間が必要なのかも
しれません、ぶら下げられないことはない。

黒澤 まだクリアすべき問題があるようです。

伊藤 そういう形でスタートして、他の文書についても大体同じような形で
進めていますね。

黒澤 はい。

出口 ひとつお伺いしてよろしいですか。この矢部関係文書について、50何
箱か分の段ボールとおっしゃいましたが、これについて関わっていらっしゃるプロ
ジェクトのメンバーは何人くらいなのでしょう。

伊藤 定期的というか、仕事としては、教務補佐員というポストを三つも
もらいまして、その人たちが週に2回とか、そのときの状況によって違いますが、
出てこられて整理を進めると。その他にアルバイトを、これは図書館の費用であ
ったり、科研の費用であったり、いろんな形で調達して、アルバイトの人にお願
いをしています。ですから、そのいちばん最初の私が書いた謝辞のところにも書
いてありますが、関わった人間の数はこんなもので

すね。でも、中心になったのは大体、教務補佐員の三人がコアになって行いました。

出口 なぜそういう質問をしたかといいますと、先ほだちょっと小沢先生がおっしゃいましたが、僕が慶応大学の大学院に所属しているときに、花井卓蔵文書目録というのを作っただんです。これは学校の演習科目の内容の一貫として2年間で、つまり、大学院生とあとは教員2人という体制で行ったものだったわけです。そのときもやはり試行錯誤で、マニュアルが特に存在しないということもありまして、いろいろ近代の目録を渉猟して、たとえば分類項目を作成したりということがあったわけです。それで、若干時期はずれるにしても、近代と言われる時代に残った資料を整理するときに、どういうスタッフで、どういう体制で他のグループが目録作成を行っているのかを、ちょっと伺ってみたかったということがあって質問した次第なんです。

伊藤 私のところは一応、政策情報研究センターというセンターが正式にありまして、それと図書館がリンクしているんです。そのセンターの事業として、文書の整理ということも予算化されて進められているという状況です。はじめはちょっと曖昧な形でスタートいたしました。だんだんに形をつけてきたということだろうと思います。一応、その整理したものの保存庫も造ってもらいました。

この文書の一つ一つに番号がついてあるわけですが、その番号の意味はなかなかちょっと分かりにくいですね。

黒澤 これは二つあげてあるんですが、最初の57とか56という番号が、もともと資料が梱包されていた箱にふった番号でありまして、箱の中の資料をベタ打ちしていったときの順番が、箱番号にひきつづく番号になっています。ですから、57の199だったとしたら、57箱の199番目に入力したものだということになります。請求する際にはその順番で十分であろうと考えて、これをID番号にしました。

それ以外に束番号というのが、57の4の3というように付いていますが、これは57箱の第4の束の3番目の文書であるという意味です。束番号を目録に掲載したのは、請求された資料と一括してまとめられていた資料がどういうものであったのかが後から把握できるようにしたものです。書簡の場合はちょっと別ものですが、書類の場合には審議会関係の資料がまとまって入っている場合がありますので、一括資料であることが後から把握できるようなことを残しておこうということで、ID番号と、それ以外の保存状況を知るための束番号というのをも併置しました。ですから、資料の特定にはこのID番号だけで十分ということになります。

浅野 伊藤先生、ちょっと質問していいですか。

伊藤 どうぞ。

浅野 高山さんに質問いたします。高山さんは、福島正夫先生という著名な日本民法研究者の奥様である福島小夜子先生と共に法務省図書館で働いていたとうかがっております。本日は貴重なお話を賜り、真にありがとうございました。二点お聞きしたいのですが、一つは戦前の大審院との関係についてです。もう一点は司法研修所との関係についてです。司法行政権と言われている裁判官・判事の人事権と予算というのは、戦前は大審院には権限がなく司法省にありましたね。戦後、最高裁ができるときにようやく司法省から分離さ

れて、司法行政権は最高裁に移ったわけですが、そうした司法行政権にかかわる資料が最高裁のほうと法務省のほうで戦後どういうふうに分割されたのか、お分かりでしょうか。

第二点目は司法研修所についてですが、いまは司法試験に受かった人がその研修所で研修するところになっていますが、戦前はもっと違って、大東亜共栄圏の法秩序とか、もっと根本的な問題を盛んに調査するようなどころだったというイメージが私にはあるんですが、その司法研修所の資料は、戦前・戦後の省庁改編の中でどういうふうになってしまったのでしょうか。

高山 私が入ったときは、ちょうど私の上司が福島小夜子さんでいらっしゃって、ご主人様が福島正夫先生で、図書館長が松山貞夫さんでいらっしゃいました。松山貞夫館長は、福島高商で教鞭をとっていらっしゃって、それで法務省にいらっしゃった方で、非常にドイツ語がおできになって、いろんな資料をご自分から選書してお買いになって法務図書館に寄贈したり、それから購入したりしていた方なんです。

それで、いま先生がおっしゃった質問なんですけど、私が入ったときはもう本当に戦後も落ち着いて、30年頃でしたかしら。それで、司法研究室ができたのは昭和3年でございまして、ずっと遡っていくと司法省ができたのが明治4年で、そのときに司法省のところに明法寮というのがございまして、明法寮の中に資料はずっと遡っていくんです。そのときに司法省法学校を卒業した磯部四郎さんやら井上先生なんかがみんな任官して、その当時の資料がまだ法務図書館のいたるところにポツポツ残っているんです。それで、戦後のほうに入っていくとどうかというと、最高裁ができたのは戦後でございまして、私も貴重書目録の選定をするときに、貴重書さえ殆ど、これが最高裁の貴重書ですよとって……明治文庫の目録を見たことがございますか？

浅野 いいえ、これから見に行こうと思っています。

高山 それはまだ法務図書館に多分、蔵書はあると思います。

浅野 移管目録みたいなものを作って最高裁に渡したんでしょうか。

高山 いや、それもはっきりしないんです。

浅野 実は今度、情報公開法で法務省に最高裁への司法行政権移管に関する文書の目録を出して欲しいというふうに請求したのですが、どういう答えが返ってくるか待っているところなんです。

梶田 それはぜひ期待してます（笑）。

浅野 多分、さっき言った行政文書という……

濱田 30日で回答することになっておりますので、30日で回答できない場合は、もう30日間、先生にご連絡をした上で、60日以内に回答することになってます。ただ、先ほど言いましたように、その存在を認めると法務省の情報が漏れるというような情報は、存在自体を否定する場合がありますので、ないと答えたからといって、本当はないのかどうかというところが難しいところなんです。ですから、予算を先に洗って、一体その年にどういう行動をしたか予め洗っておいて、キーワードになるような用語を引っ張ってもう一回、情報公開請求していくと。それで少しずつやっていくしかないかなと考えてはいるんです（笑）。先ほど言いましたように、それだけでは否定される可能性がございます。

高山先生、ひとつお聞きしてよろしいでしょうか。私は外務省に勤務していたんですが、外務省は地下に倉庫がございまして、一応全て残っているんですね。それで、法務省には地下に倉庫があって、公文書を残しているというところがございませんか。

高山 図書館の中ですか？

濱田 いいえ、法務省内で公文書を、たとえば、10年保存とか30年保存とか各省庁のガイドラインがあって、それで保存してるはずなんですね。そういうのを保存している書庫というのは、図書館以外にございませんか。

高山 前は秘書課の……赤レンガができる前はありましたが、私も中に入りましたけど殆どないですね。

濱田 ないですか。

高山 案外に資料に対してはあまり……

濱田 やはりないですか。

高山 ええ。いろいろ戦争に遭いまして、赤レンガのところも焼けてしまいましたので。

濱田 分かりました。ありがとうございます。

浅野 司法研修所に関してはいかがでしょうか。

高山 司法研修所もやはり移転が何回もございまして、昭和3年に引き継いだ資料というのが、いま法務図書館に残っているということで一応、オープンされています。

伊藤 貴重書は別になっているわけですね。

高山 ええ、貴重書は別になってます。

伊藤 それは出納方式……

高山 ええ。一応、10年かけてマイクロフィルム化しましたので……

伊藤 マイクロフィルムで閲覧するわけですね。

高山 ええ、閲覧できます。それで、手塚先生のは全部終わりましたので、そこにあるものを館長にお願いすると、コピーをして申請願いを出せば手元に届くということになっています。

高橋 ちょっと質問なんですけど、日本が戦争に負けたときに、米軍によって接收された法務省関係の資料、図書というのはあるんですか。それから返却はなされたんでしょうか。その辺りはいかがですか。

高山 それはないですね。それで、図書館にはなかったんですが、私もよく分かりませんが、国際法関係の戦後のいろんな資料は、公文書館に引き継いだんじゃないかと思えます。

中見 要するに、現状では最高裁の図書館と法務省の図書館は全然、連絡がないと。

高山 ええ、全く連絡はないですね。

中見 大審院に図書館はなかったんですか。

高山 ええ。あったような感じだけど、なかったんじゃないでしょうか。

中見 やっぱり法務関係の資料は法務図書館に。

高山 はい、そうです。

中見 それから検察庁には、検察庁図書館というのがあるんですか。

高山 ええ、図書室というのがございます。

高橋 先ほど私が質問したのは、『貴重書目録』の中に明治の9年から15年までの海軍省日誌、それから明治5年から10年の陸軍省日誌、それから佐賀の乱、あるいは東京城日誌、明治3年から、こういうものが入っていたのはびっくりしましたが、どうしてそんなものがあるのかと。

伊藤 それは各省庁に配ったからですよ。

高橋 あとはもう焼けてしまったでしょう。

高山 そうですね。たまたま司法省に、逆に言えば法務省の図書館が、昭和3年にできた司法研究の建物がございまして、図書館がそこにありましたので、それでそこが残ったということ。

高橋 海軍省日誌なんて1冊でしょう。

高山 いや、いっぱいありますよ。

高橋 あっ、そうなんですか。

高山 それで、何できたんでしょうねということ、前に選定した先生ともお話ししたことがございます。私も辞めてからいろんな大学の図書館に伺わせていただいて、いろいろ資料を見させていただきましたが、やはりいろんな大学は戦争でお焼けになってしまって資料をお持ちではないんですね。ですから、法務省の図書館の『貴重書目録』は非常に貴重じゃないかと思えます。いま考えて、10年前にマイクロフィルムにしておいて良かったなど。

伊藤 情報公開ということが盛んに言われていても、対応するところがきちんと対応してないところがあって、そこがちょっと、先ほど言われましたように、廃棄するというのが文字通り廃棄することをやられて、要するに、捨てるとか他に委譲するとか……まあ、捨てたら拾うんですけれども、捨ててくれない。つまり、完全に滅却するという形を取るということになりそうです。今度の情報公開法は面倒だということで大分、資料が散逸というか滅失したのではないかと思えますが、そういう資料を残して利用できるような形にしていく作業というのは、なかなか理解が得られないので、なんとかしていかなきゃならないというのもこの研究会の趣旨でもあるので、これからもお互いに連絡を取り合いながらやっていきたいと思えます。

他にご質問はありますか。

黒澤 法務図書館と申しますか、法務省の資料についてご存じのことがあったらお教えいただきたいのですが、私は以前、東京裁判で弁護団の副団長を務めていた清瀬一郎について調べていたことがありまして、そのときにご遺族の方にお会いしたら、清瀬が持っておりました東京裁判の資料は、法務省に全て渡してしまったと聞きました。形式は失念しましたが、渡してしまったというお話で、ともかくご遺族のもとには全くないというお話だったんです。清瀬関連を含めて、東京裁判関連の資料はどのようになっているのでしょうか。

高山 東京裁判のは、法務図書館ではなくて資料係というところで持っておりましたが、去年、全部整理が終わって公文書館に引き継いだと思えます。ですから、いまはもう法務

省は持ってありません。

伊藤 清瀬って名前も消えちゃっているかもしれないな。

服部 2のBのところ、憲法改正関係資料、確か35点とおっしゃっていたと思うんですが、その内容を簡単でいいんですけども、お教えくださいますでしょうか。

伊藤 目録に載ってましたよね。そっちに回ってませんか？

小沢 あっ、こちらですね。これを実際にご覧ください。この目録ですと85ページ、もう終わりのところですね。

服部 ありました。失礼しました。

伊藤 他にはご質問はないでしょうか。もしなければ終わりにしたいと思いますが、きょうお話くださった皆さんには、これからもご案内をさしあげますので、よろしかったらおいでください。

小沢 ありがとうございます。

伊藤 次回は濱田さんにお話をお伺いしようと心づもりをしておりますので、情報公開法との関わりで、まだ実際に行動を起こしていないわけですけども、考えられていることをお話ししていただこうと思っております。

それで、科研費が昨年度で2年間のものが終わりましたので、前に続くものをいま作成してもらっておりまして、もうじき校了になるということです。それで、現在また次の2年間の申請をしていますが、これは海のものとも山のものとも分からずということでありまして。したがって、きょうはお弁当はありません。まあ、なんとか次の科研費をもらえるように努力はしております。そして、なんとなかなかなという気はなんとなくしているのですが(笑)、それは委員の方が決めてくださることですので、何とも分からないということです。

それで、これからもずっと続けてまいりますので、皆さま、お話をしてくださる方をまたご推薦いただきたいと思います。次回は濱田さんということですが、その後どうするか、まわりを見回してぜひ、こういう方ということをお話していただくとありがたいと思います。きょうはどうも本当にありがとうございました。

小沢 こちらこそありがとうございました。

(終わり)